

カナダ犯罪被害者権利章典

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 塚田 洋

【目次】

はじめに

I 背景と経緯

- 1 連邦における法整備
- 2 連邦議会における審議経過

II 法律の概要

- 1 前文
- 2 犯罪被害者の定義
- 3 準憲法的位置付け
- 4 法律が定める権利
- 5 不服申立て

おわりに

翻訳：カナダ犯罪被害者権利章典

はじめに

犯罪被害者の権利保護と支援の重要性は、1985年の国連総会決議「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則に関する宣言」(通称、国連被害者人権宣言)⁽¹⁾を一つのきっかけに世界で広く認識されるようになった。以来、各国で犯罪被害者に刑事手続上一定の権利を認める立法や制度改革が行われている⁽²⁾。

カナダでは連邦政府及び州政府によって、犯罪被害者に関する法制度の整備が進められてきた⁽³⁾。しかし、近年の統計の中には、これまでの取組が必ずしも十分な成果に結びついていないことを示すものがある。例えば、2011年にカナダ国内で発生した犯罪による損失は年間1000億カナダドル⁽⁴⁾近くに上り、そのうち83%は、医療費、(本来、稼得可能であった)賃金、財産等への損害、生命の損失等の形で、犯罪被害者の負担となっていた⁽⁵⁾。一方、2015年から2016年にかけて刑事裁判において被告人に犯罪被害者への損害賠償命令が出

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年2月5日である。

(1) 1985年8月26日～9月6日にイタリア・ミラノで開催された「第7回国連犯罪防止会議」において決議され、同年11月29日の国連総会で採択された。全21か条から成り、犯罪被害者の司法へのアクセス及び公正な取扱い、被害弁償、被害者援助等についての基本原則を定めている。“Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power,” A/RES/40/34, 29 November 1985. United Nations website <<http://www.un.org/documents/ga/res/40/a40r034.htm>>

(2) 例えば、アメリカでは1980年代から1990年代にかけて被害者の補償や保護に関する法律が順次整備され、2004年に被害者支援の核となる犯罪被害者権利法 (Crime Victims’ Rights Act, P.L.108-405.) が制定された。隅田陽介「アメリカ合衆国及びカナダにおける犯罪被害者の権利保障制度」『東京国際大学論叢 経済学部編』43号, 2010.9, pp.111-117.

(3) カナダでは刑事司法に連邦と州の双方が関わっている。連邦政府が刑事法についての排他的な立法権を有する一方、州政府も司法の運営を所管し、州裁判所の組織等について一部の立法権を持つ。犯罪者の処遇に関しても刑期2年以上の拘禁刑を受けた者の処遇は連邦政府が、それ以外は州政府が責任を負う。

(4) 1カナダドルは約88円 (平成30年2月分報告省令レート)。

(5) “Victims Rights: Enhancing Criminal Law Responses to Better Meet the Needs of Victims of Crime in Canada,” 2015.5.21 Department of Justice website <<http://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/victims-victimes/vrights-droitsv/>>

された事例は、全体の2%台にとどまっている⁽⁶⁾。そもそも、犯罪のうち警察に通報されるものは2014年時点で全体の31%にすぎず⁽⁷⁾、犯罪被害者が暴力犯及び財産犯を通報しない理由の中には、適切な処罰が期待できないこと(38%)、警察の実効性のなさ(34%)及び過去の不満足な対応(17%)、裁判手続の煩雑さ(25%)等、刑事司法制度への不信感を伺わせるものも多い⁽⁸⁾。

連邦政府は、犯罪被害者の権利の確立と支援策の一層の推進を目指して、2015年に基本法に相当するカナダ犯罪被害者権利章典(以下「被害者権利章典」という。)⁽⁹⁾を制定した。本稿では、同章典の成立経緯と概要を紹介し、併せて全文を訳出する。

I 背景と経緯

1 連邦における法整備

カナダにおける犯罪被害者施策は、1967年のサスカチュワン州政府による犯罪被害者補償制度の導入に始まる。1970年代には同様の制度が他州に広まり、犯罪被害者の権利擁護への関心が高まった。1979年から1984年にはカナダ全土で28の犯罪被害者権利擁護団体が相次いで設立され、その構成員数は約40万人に達した。⁽¹⁰⁾

こうした動きを受け、1980年代には連邦政府においても刑事司法における改革が検討されるようになった。1983年には「犯罪被害者のための司法に関する連邦・州合同特別委員会」(Federal-Provincial Task Force on Justice for Victims of Crime)が、犯罪被害者の利益に関する79項目の勧告⁽¹¹⁾を行った。その内容は、刑事法典の改正、刑事手続の改革、犯罪被害者に対するサービスや情報提供の在り方、家庭内暴力及び性的暴行の被害者並びに殺人による被害者の遺族等の特別なニーズへの対応、各種施策の財源確保等、多岐にわたるものであった。また、1988年には国連被害者人権宣言を踏まえ、連邦政府及び各州政府の司法担当大臣により「カナダにおける犯罪被害者のための司法に関する基本原則宣言」⁽¹²⁾が出された。宣言は、カナダ社会が犯罪被害者の司法へのアクセス、公正な取扱い及び援助の提供を促進する上での指針として、犯罪被害者の尊重、迅速かつ公正な賠償、刑事手続及び救済に関する情報提供、脅迫及び報復からの保護等、10原則を掲げている。

連邦政府はこれらの勧告及び宣言を刑事司法制度に反映するに当たり、基本法の制定ではなく、刑事法典⁽¹³⁾等の改正を優先して、個々の制度改革を図ることとした⁽¹⁴⁾。まず1989

(6) “Court, adult cases by type of sentence, total guilty cases, by province and territory (Canada),” 2017.9.25. Statistics Canada website (<http://www.statcan.gc.ca/tables-tableaux/sum-som/l01/cst01/legal22a-eng.htm>)

(7) Samuel Perreault, “Criminal victimization in Canada, 2014,” *Juristat*, 35(1), 2015, p.3. *idem* (<http://www.statcan.gc.ca/pub/85-002-x/2015001/article/14241-eng.pdf>)

(8) *ibid.*, p.26.

(9) Canadian Victims Bill of Rights, S.C. 2015, c. 13, s. 2.

(10) Karen Stanbridge and J. Scott Kenny, “Emotions and Campaign for the Victims’ Rights in Canada,” *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, 51(4), October 2009, p.474.

(11) Government of Canada, *Canadian Federal-Provincial Task Force on Justice for Victims of Crime Report*, June 1983, pp.155-167. (<http://www.lareau-legal.ca/Victims1983.pdf>)

(12) “Canadian Statement of Basic Principles of Justice for Victims of Crime, 2003,” 2015.1.7. Department of Justice website (<http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/03/princ.html>) 同宣言は2003年に改訂されたが、犯罪被害者支援強化と10原則の趣旨は維持されている。

(13) Criminal Code, R.S.C., 1985, c. C-46. 刑事法典には、刑法と刑事訴訟法の規定が含まれる。

(14) 関係法律の制定・改正等の変遷については、次の文献を参考にした。吉田研一郎・立谷隆司「カナダにおける犯罪被害者施策」『法務総合研究所研究部報告』9号, 2000, pp.243-269. 法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000076081.pdf>) ; Canadian Centre for Missing Children, *An Exploration of the Victims’ Movement in Canada*, Toronto: 2014. pp.137-159. (<https://www.victimsofviolence.on.ca/wp-content/uploads/2015/07/An-Exploration-of-the-Canadian-Victims-Movement.pdf>)

年には刑事法典の改正を行い、犯罪被害者が被害の影響に関する陳述書 (victim impact statement. 以下「被害影響陳述」という。)⁽¹⁵⁾ を裁判所に提出することを認めたほか、損害賠償命令、被害者のための付加罰金 (victim fine surcharge)⁽¹⁶⁾ 等の被害回復に関する規定を設けた。刑事法典はその後も改正を重ね、被害影響陳述を量刑判断の際に考慮することを義務化したほか、被害者の身元の保護等について規定が追加され、また、性犯罪被害者の保護に関する規定の整備、証人尋問における証人の負担軽減措置に関する規定の整備等が相次いで行われた。1992年には矯正及び条件付き釈放法⁽¹⁷⁾ が制定され、矯正処遇及び条件付き釈放手続⁽¹⁸⁾ における被害者の役割や、情報提供の在り方についての諸規定も設けられた。さらに2004年には、性犯罪被害者の保護と地域社会の安全のため、カナダ性犯罪者情報登録法⁽¹⁹⁾ が制定された。

しかし、このように関係法の改正・制定を重ねる方式は、犯罪被害者支援制度の全体像を、刑事司法関係者のみならず犯罪被害者にとっても把握しにくいものとする難点がある。また、犯罪者の権利が憲法の人権規定である「権利及び自由に関するカナダ憲章」⁽²⁰⁾ に定められている一方、犯罪被害者にはそれに相当する規定がなく、両者の法的地位の不均衡は是正されないとの指摘もあった。

2 連邦議会における審議経過

こうした課題を解決するため、2014年4月、ハーパー (Stephen Harper) 政権は、基本法となる被害者権利章典案⁽²¹⁾ を連邦議会に提出した⁽²²⁾。同法案の審議経過は次頁の表のとおりである⁽²³⁾。

なお、マッケイ (Peter MacKay) 法相兼司法長官の説明⁽²⁴⁾によれば、犯罪被害者支援は2006年のハーパー政権発足以来の優先政策であり、政権はこれまでに連邦犯罪被害者オンブズマン (Federal Ombudsman for Victims of Crime)⁽²⁵⁾ の設置等、支援の充実に努めてきた。

(15) 犯罪被害者が裁判所に対して書面により行う陳述。犯罪により危害を加えられ、又は犯罪行為の結果として身体的若しくは精神的被害を受けたものがこれを提出できる。直接の被害者が死亡、病気等により陳述できない場合は、その配偶者、親戚、法的若しくは事実上の監護権を持つ者、又は被害者若しくはその被扶養者の養育や扶養に責任を負うものも提出できる。吉田・立谷 前掲注(14), p.249.

(16) 刑事法典又は規制薬物法 (Controlled Drugs and Substances Act, S.C. 1996, c. 19.) に規定する罪を犯した者に対し、他の刑に加えて、犯罪被害者支援のための基金として一定額の納付を科すもの。同上, p.252.

(17) Corrections and Conditional Release Act, S.C. 1992, c. 20.

(18) 「条件付き釈放 (conditional release)」と総称される連邦の早期釈放制度には、昼間仮釈放 (day parole)、全面仮釈放 (full parole)、法定釈放 (statutory release) 等の種類がある。対象となるのは、2年以上の拘禁刑に処せられ、連邦矯正局の所管に入った犯罪者である。染田恵ほか「再犯防止に関する総合研究」『法務総合研究所研究部報告』42号, 2009. pp.223-224. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000049641.pdf>> 参照。

(19) Sex Offender Information Registration Act, S.C. 2004, c. 10.

(20) 「権利及び自由に関するカナダ憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms)」は、1982年カナダ憲法法の第1章を構成し、第7条～第14条で犯罪の被疑者の権利を含む司法上の権利を定めている。齋藤憲司『各国憲法集 (4) カナダ憲法』(調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.6-8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1>

(21) Bill C-32, An Act to enact the Canadian Victims Bill of Rights and to amend certain Acts, 2nd Sess, 41st Parl, 2014. 被害者権利章典を制定するとともに、刑事法典、証拠法、矯正及び条件付き釈放法の関連条項の改正を行う法律案が提出された。

(22) 連邦議会では、第1読会で法案の趣旨説明が行われ、実質審議は第2読会から開始される。その後、委員会での審議・採決を経て、第3読会では、法案の最終的採決が行われる。

(23) カナダ連邦議会における法案審議の仕組みについては以下を参照。山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756号, 2014.1, pp.83-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408484_po_075604.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(24) House of Commons Debates, Vol.147 No.72, 41st Parl, 2nd Sess, April 9, 2015, p.4487.

(25) 2007年3月、犯罪被害者の権利救済を目的に、政府から独立した調査機関として設置された。オンブズマンは、連邦政府に法律改正、政策及び犯罪被害者サービスの改善を含む勧告を行うことができる。隅田 前掲注(2), pp.130-133.

表 連邦議会における被害者権利章典の審議経過

< 下院 >	
2014年 4月3日	ハーパー政権が、第1読会に法案提出。
4月9日～6月20日	第2読会で審議、その後、法案を司法及び人権委員会（Standing Committee on Justice and Human Rights）に付託。
10月9日～12月3日	同委員会で審議（9回開催）。12月3日同委員会で政府提出の一部修正案を可決。
12月10日～ 2015年 2月4日	委員会審査報告の審議（3回開催）。
2015年 2月20日～23日	第3読会で審議。2月23日、全会一致で法案可決。
< 上院 >	
2015年 2月24日	第1読会に下院から法案送付。
2月26日～3月24日	第2読会で審議。その後、法案を法律及び憲法問題委員会（Standing Senate Committee on Legal and Constitutional Affairs）に付託。
3月25日～4月2日	同委員会で審議（4回開催）。4月2日、修正しない旨議長報告。
4月21日～4月22日	第3読会で審議。4月22日に承認。
4月23日	女王の裁可を経て成立。
7月23日	法典施行。

（出典）カナダ連邦議会サイトを基に筆者作成。

また、今回の法案提出に先立ち、連邦及び州政府機関、法曹界、犯罪被害者団体を始め500を超える個人及び機関から意見聴取し、犯罪被害者の権利に係る基本法としてふさわしい内容に取りまとめたとしている。

各政党とも同法案に賛成の立場であり、下院の司法及び人権委員会において、前文及び条の一つについて若干の文言を追加する修正が行われたのみである。下院では、法相兼司法長官の経験のあるコトラー（Irwin Cotler）議員（自由党）が、法案に賛意を示した上で、成立後は犯罪被害者の期待に応えるため、不服申立制度の適切な運用、被害者支援制度の充実に向けた十分な予算措置等が必要であると述べた⁽²⁶⁾。上院では、自身も被害者遺族であるボワブニュ（Pierre-Hugues Boisvenu）議員（保守党）が、同法案は犯罪被害者が長年待ち望んだものであり、犯罪者と犯罪被害者の権利の不均衡を是正するものとして評価できると発言した⁽²⁷⁾。

II 法律の概要

1 前文

前文は、犯罪被害者及びその家族は、礼儀正しさ、同情心及びその尊厳に対する敬意を含め、尊敬の念をもって取り扱われるべきこと、犯罪被害者の権利は刑事司法制度全体を通じて考慮されることが重要であり、それは適切な司法行政を行う上でも有益であること等、国連被害者人権宣言以来提唱されてきた考え方を述べている。その上で、犯罪被害者の権利が、憲法の人権規定に相当する「権利及び自由に関するカナダ憲章」によって保障されることを明記している。さらに、連邦政府及び州政府は刑事司法の責任を共有していること及び「カナダにおける犯罪被害者のための司法に関する基本原則宣言」が制度拡充に当たっての基本的な方針文書であることを確認している。

(26) *House of Commons Debates, op.cit.*(24), p.4496.

(27) *Debates of the Senate, Vol.149 No.122, 41st Parl, 2nd Sess, February 26, 2015, p.3006.*

2 犯罪被害者の定義

「犯罪被害者」は、犯罪又はそれと疑われる行為の結果として、肉体的若しくは精神的被害、財産的損害又は経済的損失を被った個人と定義されている（第2条）。被疑者の特定、刑事告訴、有罪判決等を要件とせず、犯罪と疑われる行為の被害を広く対象としている。また、犯罪被害者が死亡等により権利を行使できない場合は、配偶者、親族、被扶養者等がこれを代行できる（第3条）。権利を行使できるのは、カナダに居住するか、又は、カナダ国民若しくは移民及び難民保護法⁽²⁸⁾に規定する永住者であり（第19条）、これに該当する者であれば国外での犯罪被害も対象となるとされる⁽²⁹⁾。「犯罪」には、刑事法典のみならず、少年、戦争犯罪、規制薬物、移民・難民保護等に関する個別の法律が規定するものが含まれる（第2条）。

3 準憲法的位置付け

被害者権利章典は、刑事法典、証拠法⁽³⁰⁾、矯正及び条件付き釈放法を始めとする一般の刑事関係法に優越するとされ、カナダ権利章典⁽³¹⁾、カナダ人権法⁽³²⁾、公用語法⁽³³⁾、情報アクセス法⁽³⁴⁾及びプライバシー法⁽³⁵⁾といった準憲法的（Quasi-Constitutional）法律⁽³⁶⁾と同様の位置付けとされている（第21条～第22条）。マッケイ法相兼司法長官は、全ての刑事司法関係者が犯罪被害者の権利に有意義な影響を与えることを期待して、準憲法的地位を付与したと説明している⁽³⁷⁾。

ただし、被害者権利章典が規定する権利は、司法行政等の妨げとならない範囲で効力を有する。警察、検察、行政等、関係諸機関の裁量権を侵害することは許されず、また、個人の生命・安全を危険にさらす場合、及び国家の安全保障を害する場合にも適用されない（第20条）。

4 法律が定める権利

(1) 情報を得る権利

犯罪被害者は、犯罪被害者としての権利を行使するために必要な情報を得ることができる（第6条～第8条）。情報を得る権利は、他の権利を行使する際の前提となることから、犯罪被害者の権利確立において最も優先される。具体的には、①刑事司法制度及び同制度における犯罪被害者の役割、②犯罪被害者として利用できるサービス及びプログラム、③権利侵害等に対して不服を申し立てる権利、④犯罪捜査の状況及び結果、⑤訴訟の状況及び結果、⑥条件付き釈放に向けた審査の状況、⑦条件付き釈放の時期及び条件等が対象とされている。

(28) Immigration and Refugee Protection Act, S.C. 2001, c. 27.

(29) *House of Commons Debates, op.cit.*(24), p.4487.

(30) Canada Evidence Act, R.S.C., 1985, c. C-5.

(31) Canadian Bill of Rights, S.C. 1960, c. 44.

(32) Canadian Human Rights Act, R.S.C., 1985, c. H-6.

(33) Official Languages Act, R.S.C., 1985, c. 31 (4th Supp.).

(34) Access to Information Act, R.S.C., 1985, c. A-1.

(35) Privacy Act, R.S.C., 1985, c. P-21.

(36) 準憲法的法律とは、1970年代以降、カナダ最高裁判所によって、一般の法律に優越するものとして扱われてきた少数の法律を指す。最高裁は準憲法的法律と一般の法律を区別する明確な基準を示しているわけではないが、ここに挙げたカナダ権利章典等が代表例とされる。Vanessa MacDonnell, "A Theory of Quasi-Constitutional Legislation," *Osgoode Hall Law Journal*, 53(2), 2016, pp.508-539.

(37) *House of Commons, Edited Hansard*, No.72, 41st Parl, 2nd Sess., April 9, 2014, p.1625.

(2) 保護を受ける権利

被害者権利章典は、犯罪被害者の保護についても規定している（第9条～第13条）。犯罪被害者は、警察、検察、裁判所等により、①安全への考慮、②脅迫及び報復からの保護、③プライバシーへの考慮を受ける権利を持つ。また、④告訴人又は証人となる場合の身元の保護（被告人から身元を特定されるおそれのある情報の非開示等）、⑤証言の支援（モニター越しの証言、未成年の証言者に対する補助者等）を求めることができる。これらは刑事法典等でも既に規定されているが、犯罪被害者保護は、犯罪の告発や証言を得る上で必須であることから、重ねて規定された。

(3) 参加する権利

犯罪被害者は、訴訟手続における当事者、訴訟参加人又は立会人としての地位を付与されているわけではないが（第27条）、警察、検察、裁判所等が行う犯罪被害者の権利に影響を及ぼす決定について、自身の意見を伝え、意見を考慮される権利を持つ（第14条）。犯罪被害者の刑事司法制度への参加手法として定着している被害影響陳述についても、改めて明文規定を置いている（第15条）。

(4) 損害賠償請求権

犯罪被害者は、裁判所に対し、犯罪者へ損害賠償命令を出すことを検討させる権利を有する（第16条）。損害賠償命令の検討はそれまで量刑を行う裁判官等の裁量によっていたが、新たに、犯罪被害者の要請により、全ての事件において検討されることとなった。また、被害者権利章典は、賠償金の未払が生じた場合、犯罪被害者は、損害賠償命令を犯罪者に対して執行可能な民事裁判所の判決として登録させる権利を有する（第17条）。

5 不服申立て

被害者権利章典に定める権利が侵害又は否定されたと考える犯罪被害者は、連邦各省庁及び警察、検察等の関係諸機関に不服申立てを行うことができる。各省庁等は、個々の申立てに対応するため、不服審査及び救済勧告に係る制度を設けるとともに、審査結果又は勧告内容を犯罪被害者に通知しなければならない（第25条）。例えば、連邦警察（Royal Canadian Mounted Police）への不服申立ては、連邦警察説明責任強化法⁽³⁸⁾に基づき設置された異議申立委員会が審査する。不服審査制度が未整備の機関については、連邦犯罪被害者オンブズマンがこれを代行する。申立てが認められた場合は、謝罪、施策の変更、手続の改定、公式文書及びウェブサイトの訂正等の是正措置がとられる⁽³⁹⁾。

おわりに

被害者権利章典の主な意義は、これまで刑事法典等で個別に規定されてきた犯罪被害者の基本的権利を、準憲法的法律において包括的に示したことにある。制定から程なくして、判決理由において同章典を引用して犯罪被害者の権利保護を求める判例も見られるようになった⁽⁴⁰⁾。また、同章典制定をきっかけに連邦犯罪被害者オンブズマンも被害者支援の取組を積極的に推進し、メッシュマップに犯罪被害の詳細データをひも付ける等の手法を駆

(38) Enhancing Royal Canadian Mounted Police Accountability Act, S.C. 2013, c. 18.

(39) “How to Make a Complaint to the Department of Justice Canada”, 2017.2.15.

Department of Justice website <<http://www.justice.gc.ca/eng/contact/complaint-plainte.html>>

(40) Benjamin Perrin, *Victim Law: The Law of Victims of Crime in Canada*, Toronto: Thomson Reuters, 2017, p.34.

使して、精度の高い犯罪被害全国調査を実施するほか、不服申立制度の確立、刑事司法手続の迅速化による犯罪被害者の負担軽減、テロ事件の被害者に対する支援プログラムの開発等について具体的な提言を行っている⁽⁴¹⁾。被害者権利章典制定から5年後に当たる2020年には、連邦議会で必要に応じた見直しが行われることから、同章典の効果を検証するための手法も研究されている⁽⁴²⁾。このようにカナダでは今後数年で犯罪被害者の権利に係る制度と支援施策の一層の充実に向けた取組が進められることから、その動向を注視する必要がある。

参考文献

- ・ 諸澤英道『被害者学』成文堂, 2016.
- ・ R.P. Saunders and Rebecca Bromwich eds, *Criminal Law in Canada: An Introduction to the Theoretical Social and Legal Contexts*, Toronto: Thomson Reuters, 2016.
- ・ Benjamin Perrin, *Victim Law: The Law of Victims of Crime in Canada*, Toronto: Thomson Reuters, 2017.

(つかだ ひろし)

(41) Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime, *Annual Report 2015-2016*, June 2017, pp.15-21. (<http://www.victimsfirst.gc.ca/pdf/ar1516-ra1516.pdf>)

(42) Melanie Kowalski, "A Strategy for Assessing the Impact of the Canadian Victims Bill of Rights : Opportunities to Make Better Use of Current Data Holdings," *Victims of Crime Research Digest*, no.10, May 2017, pp.18-22. Department of Justice website (<http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/rd10-rr10/rd10-rr10.pdf>)

カナダ犯罪被害者権利章典

Canadian Victims Bill of Rights

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 塚田 洋訳

【目次】

長文題名

前文

短縮題名

第1条 短縮題名

解釈

第2条 定義

第3条 犯罪被害者の代行

第4条 例外

第5条 刑事司法制度

権利

(情報)

第6条 一般的情報

第7条 捜査及び訴訟

第8条 犯罪者及び犯罪被疑者に関する情報

(保護)

第9条 安全

第10条 脅迫及び報復からの保護

第11条 プライバシー

第12条 身元の保護

第13条 証言の支援

(参加)

第14条 意見の考慮

第15条 被害影響陳述

(損害賠償)

第16条 損害賠償命令

第17条 執行

一般規定

第18条 適用

第19条 権利の行使

第20条 この法律の解釈

第21条 他の法律、規則等の解釈

第22条 不整合の場合の優先順位

第23条 不利な推論の排除

第24条 カナダへの入国又は滞在

救済措置

- 第 25 条 不服－連邦の機関
- 第 26 条 不服－州又は準州の機関
- 第 27 条 地位
- 第 28 条 訴因の排除
- 第 29 条 上訴の排除

関連規定

[長文題名]

犯罪被害者の権利の承認に関する法律⁽¹⁾

2015 年 4 月 23 日裁可

前文

犯罪は、犯罪被害者及び社会に有害な影響を及ぼす。

犯罪の被害者及びその家族は、礼儀正しさ、同情心及びその尊厳に対する敬意を含め尊敬の念をもって取り扱われるに値する。

犯罪被害者の権利は、刑事司法制度全体を通じて考慮されることが重要である。

犯罪の被害者は、「権利及び自由に関するカナダ憲章」⁽²⁾によって保障される権利を有する。

犯罪被害者の権利を考慮することは、適切な司法行政を行う上で有益である。

連邦、州及び準州の政府は、刑事司法についての責任を共有する。

連邦、州及び準州の政府は、1988 年に「カナダにおける犯罪被害者のための司法に関する基本原則宣言」を、2003 年に、「2003 年カナダにおける犯罪被害者のための司法に関する基本原則宣言」⁽³⁾を承認した。

ゆえに、女王陛下は、カナダ上院及び下院の助言により同意を得て、ここに以下のとおり制定する。

短縮題名

第 1 条 短縮題名

この法律は、「カナダ犯罪被害者権利章典」として引用することができる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年2月5日である。この法律のテキストには英語版とフランス語版があるが、本稿は英語版から訳したものである。英語版には一部フランス語の語句があるが、それらは略し、また、原文がイタリック体である部分には「」を付して太字とした。[]は訳者の補記である。

(1) An Act for the Recognition of Victims Rights, S.C. 2015, c. 13, s. 2.

(2) 「権利及び自由に関するカナダ憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms)」は、1982年カナダ憲法法の第1章を構成する。齋藤憲司『各国憲法集 (4) カナダ憲法』(調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.6-8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1>

(3) 1988年の「カナダにおける犯罪被害者のための司法に関する基本原則宣言」は2003年に改訂されたが、犯罪被害者支援強化と10原則の趣旨は維持されている。“Canadian Statement of Basic Principles of Justice for Victims of Crime, 2003,” 2015.1.7. Department of Justice website <<http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/03/princ.html>>

解釈

第2条 定義

次に掲げる定義を、この法律に適用する。

「犯罪」とは、「刑事法典」⁽⁴⁾、「少年刑事司法に関する法律」⁽⁵⁾若しくは「人道に対する罪及び戦争犯罪に関する法律」⁽⁶⁾に基づく犯罪、「規制薬物法」⁽⁷⁾第2条第1項に規定する指定薬物犯罪又は「移民及び難民保護法」⁽⁸⁾第91条若しくは第3部にに基づく犯罪をいう。

「犯罪被害者」とは、犯罪又はそれと疑われる行為の結果として、肉体的若しくは精神的被害、財産的損害又は経済的損失を被った個人⁽⁹⁾をいう。

第3条 犯罪被害者の代行

以下のいずれの個人も、犯罪被害者が死亡し、又は自身のために行動できない場合、この法律に基づく犯罪被害者の権利を行使できる。

- (a) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者の死亡時に配偶者であった個人
- (b) 犯罪被害者の死亡時に犯罪被害者と夫婦として同居し、又は同居の期間が1年以上に及ぶ個人
- (c) 犯罪被害者の親族又は被扶養者
- (d) 犯罪被害者に対して、法律上若しくは事実上、監護権を有する又は保護若しくは扶養に責任を有する個人
- (e) 犯罪被害者の被扶養者に対して、法律上若しくは事実上、監護権を有する又は保護若しくは扶養に責任を有する個人

第4条 例外

犯罪で起訴され、有罪認定され、又は精神障害の理由で刑事責任を問えない若しくは裁判を受けることが適切でないと認定された個人は、当該犯罪との関係で犯罪被害者ではなく、この法律に基づく犯罪被害者の権利を行使できない。

第5条 刑事司法制度

この法律の目的を達するため、刑事司法制度は、以下で構成される。

- (a) カナダ国内における犯罪の捜査及び訴追
- (b) カナダ国内における矯正手続及び条件付き釈放⁽¹⁰⁾
- (c) 精神障害の理由で刑事責任を問えない又は裁判を受けることが適切でないと認定された被疑者については、「刑事法典」第672.1条第1項に規定される裁判所及び審査委員会の手続

(4) Criminal Code, R.S.C., 1985, c. C-46.

(5) Youth Criminal Justice Act, S.C. 2002, c. 1.

(6) Crimes Against Humanity and War Crimes Act, S.C. 2000, c. 24.

(7) Controlled Drugs and Substances Act, S.C. 1996, c. 19.

(8) Immigration and Refugee Protection Act, S.C. 2001, c. 27.

(9) 原語は、法人を含む「person」ではなく、自然人のみを示す「individual」を用いている。

(10) 「条件付き釈放 (conditional release)」と総称される連邦の早期釈放制度には、昼間仮釈放 (day parole)、全面仮釈放 (full parole)、法定釈放 (statutory release) 等の種類がある。対象となるのは、2年以上の拘禁刑に処せられ、連邦矯正局の所管に入った犯罪者である。染田恵ほか「再犯防止に関する総合的研究」『法務総合研究所研究部報告』42号, 2009. pp.223-224. 法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000049641.pdf>) 参照。

権利

(情報)

第6条 一般的情報

あらゆる犯罪被害者は、必要があるときは、以下の情報を得ることができる。

- (a) 刑事司法制度及び当該制度における犯罪被害者の役割
- (b) 修復的司法プログラム⁽¹¹⁾を含む、犯罪被害者として利用できるサービス及びプログラム⁽¹²⁾
- (c) この法律に基づくいずれかの権利の侵害又は否定に対し不服を申し立てる権利

第7条 捜査及び訴訟

あらゆる犯罪被害者は、必要があるときは、以下の情報を得ることができる。

- (a) 犯罪捜査の状況及び結果
- (b) 犯罪に関する訴訟が行われる場合、その場所並びに訴訟の進捗状況及び結果

第8条 犯罪者及び犯罪被疑者に関する情報

あらゆる犯罪被害者は、必要があるときは、以下の情報を得ることができる。

- (a) 「矯正及び条件付き釈放法」⁽¹³⁾に基づく犯罪者の条件付き釈放に関する審査並びにその時期及び条件
- (b) 被疑者が、精神障害の理由で刑事責任を問えない又は裁判を受けることが適切でないとして認定された場合、「刑事法典」第672.1条第1項に規定する当該被疑者を処分するために行う聴聞及びそれらの聴聞において行われた処分

(保護)

第9条 安全

あらゆる犯罪被害者は、刑事司法制度における適切な機関により、安全を考慮される権利を有する。

第10条 脅迫及び報復からの保護

あらゆる犯罪被害者は、脅迫及び報復からの保護を得るため、刑事司法制度における適切な機関から、合理的かつ必要な措置を受ける権利を有する。

第11条 プライバシー

あらゆる犯罪被害者は、刑事司法制度における適切な機関により、プライバシーを考慮される権利を有する。

(11) 修復的司法プログラムとは、犯罪によって生じた被害の修復、及び加害者がその行為の責任を取ることを中心の課題とする司法の一つのアプローチであって、犯罪によって直接影響を受けた当事者、すなわち、被害者、加害者、コミュニティが機会を設けて、犯罪の結果生じたニーズの明確化と対応、癒しや弁償、再統合を実現するための解決策の模索、将来の害悪の防止を図るものとされる。岸本基予子「カナダにおける修復的司法—沿革、制度、プログラム、及び評価—」藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』中央大学出版部、2004、p.329。

(12) 修復的司法プログラムはカナダで40年以上の歴史があり、犯罪被害者が利用できるプログラムは、①被害者・加害者間調停、②協議会、③サークル、④司法委員会等の方式が存在する。主な目的（被害弁償、対話、加害者の指導・監督等）、参加者の範囲（加害者・被害者のみならず、家族や地域社会の構成員を含むものもある。）に違いがある。詳しくは、野村貴光「カナダ刑事法及び被害者政策における修復的司法の軌跡とその未来」『比較法雑誌』46巻2号、2012、pp.127-158を参照。

(13) Corrections and Conditional Release Act, S.C. 1992, c. 20.

第 12 条 身元の保護

あらゆる犯罪被害者は、犯罪の告訴人又は犯罪に係る訴訟の証人である場合、身元が保護されるよう求める権利を有する。

第 13 条 証言の支援

あらゆる犯罪被害者は、犯罪に係る訴訟の証人として出廷する場合、証言の支援を求める権利を有する。

(参加)

第 14 条 意見の考慮

あらゆる犯罪被害者は、刑事司法制度における適切な機関によりこの法律に基づいてなされる犯罪被害者の権利に影響を及ぼす決定について、その意見を伝え、その意見が考慮される権利を有する。

第 15 条 被害影響陳述

あらゆる犯罪被害者は、刑事司法制度における適切な機関に被害影響陳述⁽¹⁴⁾を提出し、それが考慮される権利を有する。

(損害賠償)

第 16 条 損害賠償命令

あらゆる犯罪被害者は、裁判所に対して、犯罪者へ損害賠償命令を出すことを検討させる権利を有する。

第 17 条 執行

自身のために損害賠償命令が出されたあらゆる犯罪被害者は、それらが支払われない場合、当該命令を、犯罪者に対して執行可能な民事裁判所の判決として登録させる権利を有する。

一般規定

第 18 条 適用

(1) この法律は、刑事司法制度との相互作用において、以下の期間に、ある犯罪の被害者に適用される。

- (a) 当該犯罪が捜査又は訴追されている間
- (b) 当該犯罪者が、犯罪に関する矯正手続又は条件付き釈放手続の対象である間
- (c) 当該被疑者が、精神障害の理由で刑事責任を問えない又は裁判を受けることが適切でないと認定され、当該被疑者がその犯罪との関係で、「刑事法典」第 672.1 条第 1 項に規定される裁判所又は審査委員会の管轄下にある間

(14) 犯罪被害者が裁判所に対して書面により行う陳述。犯罪により危害を加えられ、又は犯罪行為の結果として身体的若しくは精神的被害を受けたものがこれを提出できる。直接の被害者が死亡、病気等により陳述できない場合は、その配偶者、親戚、法的若しくは事実上の監護権を持つ者、又は被害者若しくはその被扶養者の養育や扶養に責任を負うものも提出できる。吉田研一郎・立谷隆司「カナダにおける犯罪被害者施策」『法務総合研究所研究部報告』9号, 2000, pp.243-269. 法務省ウェブサイト〈<http://www.moj.go.jp/content/000076081.pdf>〉

(2) 犯罪の通報

第1項の目的を達するため、犯罪が刑事司法制度における適切な機関に通報された場合、犯罪捜査は通報の時点で開始されたものとみなされる。

(3) 「国防法」⁽¹⁵⁾

この法律は、「国防法」第2条第1項に規定される軍務犯罪であり、当該法律に基づき捜査又は手続が行われている犯罪には適用されない。

第19条 権利の行使

(1) この法律に基づく犯罪被害者の権利は、法律の定める制度を通じて行使される。

(2) カナダとの関係

犯罪被害者は、カナダに居住する[者]又はカナダ国民若しくは「移民及び難民保護法」第2条第1項に規定する永住者である場合に限り、この法律に基づく権利を行使できる。

第20条 この法律の解釈

この法律は、その状況において合理的な方法で、かつ、以下のことがないように解釈され、適用される。

(a) 以下を含む、適切な司法行政に干渉すること。

(i) 警察の裁量に干渉すること又はいずれかの犯罪捜査を過度に遅延させ、その支障となり若しくは妨害すること。

(ii) 検察の裁量に干渉すること又はいずれかの犯罪訴追を過度に遅延させ、その支障となり若しくは妨害すること。

(b) 行政の裁量に干渉すること。

(c) 犯罪者を地域社会に釈放する権限を有するいずれかの者又は機関の裁量に干渉すること。

(d) いずれかの個人の生命又は安全を危険にさらすこと。

(e) 国際関係、国防又は国家の安全保障[上の利益]を損なうこと。

第21条 他の法律、規則等の解釈

可能な範囲において、この法律の施行日以前、同日又は以後に制定されたあらゆる議会制定法一及び、その下で制定されるあらゆる命令、準則又は規則一は、この法律に基づく権利と整合的に解釈され、適用されなければならない。

第22条 不整合の場合の優先順位

(1) 第20条及び第21条適用の後、この法律のいずれかの規定と、第21条に挙げるいずれかの法律、命令、準則又は規則の規定に不整合がある場合、当該不整合の範囲において、この法律の規定が優先する。

(2) 例外一法律及び規則等

第1項は、「カナダ権利章典」⁽¹⁶⁾、「カナダ人権法」⁽¹⁷⁾、「公用語法」⁽¹⁸⁾、「情報アクセス法」⁽¹⁹⁾及び「プライバシー法」⁽²⁰⁾、並びに、これらの法律に基づき制定された命令、準則及び規則には適用されない。

(15) National Defence Act, R.S.C., 1985, c. N-5.

(16) Canadian Bill of Rights, S.C. 1960, c. 44.

(17) Canadian Human Rights Act, R.S.C., 1985, c. H-6.

(18) Official Languages Act, R.S.C., 1985, c. 31 (4th Supp.).

(19) Access to Information Act, R.S.C., 1985, c. A-1.

(20) Privacy Act, R.S.C., 1985, c. P-21.

第 23 条 不利な推論の排除

ある個人が犯罪被害者として特定されているという事実をもって、当該犯罪の被疑者に対する不利な推論は行わない。

第 24 条 カナダへの入国又は滞在

この法律のいずれの規定も、いかなる個人にも以下を認めるものと解釈してはならない。

- (a) カナダ滞在許可期間の終了後に、カナダに入国又は滞在すること。
- (b) 国外退去手続を遅延させること又は国外退去命令の執行を妨げること。
- (c) 犯罪人引渡手続を遅延させること又はカナダへの若しくはカナダからの犯罪人引渡しを妨げること。

救済措置

第 25 条 不服－連邦の機関

(1) この法律に基づくいずれかの権利が連邦の省、庁又は機関によって侵害又は否定されていると考えるあらゆる犯罪被害者は、不服申立手続に従って不服を申し立てることができる。

(2) [不服審査]機関への不服[申立て]

不服申立手続を尽くし、なお、連邦の省、庁又は機関の対応に満足しないあらゆる犯罪被害者は、当該省、庁、又は機関に関する不服審査を所管する機関に不服申立てを行うことができる。

(3) 不服[申立]制度

刑事司法制度に関わるあらゆる連邦の省、庁又は機関は、以下を伴う不服申立制度を設けなければならない。

- (a) この法律に基づく権利の侵害又は否定に関する不服審査
- (b) 当該権利の侵害及び否定を救済するために勧告を行う権限
- (c) 不服審査及び勧告がなされた場合、その結果を犯罪被害者に通知する義務

第 26 条 不服－州又は準州の機関

この法律に基づく権利が州又は準州の省、庁又は機関によって侵害又は否定されていると考えるあらゆる犯罪被害者は、当該州又は準州の法律に従って不服を申し立てることができる。

第 27 条 地位

この法律のいずれの規定も、犯罪被害者又は犯罪被害者を代行する個人に、訴訟手続における当事者、訴訟参加人又は立会人としての地位を付与し又は剥奪するものとして解釈してはならない。

第 28 条 訴因の排除

この法律に基づく権利の侵害又は否定からは、いかなる訴因又は賠償請求権も生じない。

第 29 条 上訴の排除

この法律に基づく権利の侵害又は否定のみを理由として、いかなる決定又は命令についても上訴することはできない。

関連規定

第 2.1 条 「カナダ犯罪被害者権利章典」の見直し

第 2 条の発効から 5 年後、同条によって制定された「カナダ犯罪被害者権利章典」を見直すことを目的として、議会の委員会が指定されるか又は設置される。

(つかだ ひろし)